

鹿児島県の発達支援体制における保育者支援

—鹿児島県内認可外保育所を対象とした「発達支援に関する保育者の実態と意識調査」より—

Support for Nursery School Workers under the System of Support for Child's
Development in Kagoshima Prefecture

小津草太郎*, 谷川知士*, 倉重加代*, 小津千枝**

Sotaro Ozu, Satoshi Tanigawa, Kayo Kurashige, Chie Ozu

*鹿児島女子短期大学 **鹿児島市西部保健センター

はじめに

日本の発達支援の歴史の中で、平成17年における発達障害者支援法の施行と同年の学校教育法の改正は大きな変革となった。新しい教育制度のもと、従来の盲・聾・養護学校制度は見直され「特別支援学校」が配置されるようになり、また小・中学校においても特別支援教室の開設や通級による指導が進められ、すべての学校において障害のある子どもの支援を充実させる動きが生まれた。

こうした特別支援教育の流れは、就学児童だけではなく、就学前の子どもへの教育・保育にも広がり、現在、多くの保育所・幼稚園では、統合保育として、障害のある子どもも障害の特性に応じた援助を受けながら、他の子どもと共に園の教育・保育を受けられるようになってきている。また、平成20年に改定された保育所保育指針および幼稚園教育要領においても特別な支援を必要とする子どもに対する質の高い保育が強調されるなど、保育所・幼稚園において個別の支援や専門的支援を求める声は年々高まっている。実際に、文部科学省が2002年に実施した調査では、知的発達に遅れはないものの、学習面か行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合は6.3%となっている（文部科学省、2003）。また、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所が平成17・18年度に実施した調査研究では、平成17年度に配慮児が在籍している幼稚園では79.8%、保育所では83.0%にのぼっている（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所、2007）。保育所・幼稚園の実態としても、特別な支援の対象となる子どもの数は急速に増加し、現在では、園の中で1クラスが30名とすれば、1～2名、何らかの特別な配慮が必要な子どもがいることは十分に推測できる。

特別な支援の対象となる子どもが増加している背景には、特別支援において早期の対応が重視されていること、広汎性発達障害（PDD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の軽度発達障害が広く知られ、発達障害の概念がより広範囲に渡って捉えられるようになったことが影響している。とりわけ乳幼児期においては、発達障害の関与を明確に判断することは非常に困難であり、また保護者の受容も進んでいないので専門的診断を受ける機会を持ちにくい。ため、保育所・幼稚園では、特定の発達障害の特徴に類似した行動がみられ

たり、園生活の適応に困難がある者など、何らかの発達の援助の必要性を感じる子どもはすべて対応の対象に含まれてくる。保育・教育の現場では、このような子どもを指すために「気になる子ども」「特別な配慮を要する子ども」といった表現を使うことが多いがその定義や対象の範囲については、さまざまな用いられ方をされている。また、保育所・幼稚園では、対応の数だけでなく、保護者への支援、就学期への橋渡しなど要求される対応の内容も非常に多岐に渡り、大変難しい時期に発達障害やそれが疑われるケースにかかわっている。そのような中、現在、多くの園は発達支援に関して孤立した状態におかれ、ほとんど自園の力だけで、この困難な問題に取り組ませざるをえない状況である。

このような背景のなか、これまでに特別な配慮を必要とする子どもに関する研究や支援そのものに関する研究は盛んにおこなわれてきたが、そうした支援にかかわる保育者の支援に焦点をあてた研究は比較的数量が少なく、高須(2002)、小林・甲木・中村(2007, 2009)、甲木・小林・中村・田中(2009)、福岡・中村(2009)、仲野・金武(2011)などの研究に限られている。そこで本研究では、鹿児島において、特別な配慮を必要とする子どもを支援する保育者の実態と意識について質問紙調査をおこない、「保育者支援」のあり方について検討をおこなった。

なお、鹿児島県内の認可保育所および幼稚園については「保育所・幼稚園における気になる園児実態調査」¹(2010, 鹿児島県社会福祉協議会; 以下「気になる園児実態調査」と表記する)により、発達支援全般に関するデータは得られているため、今回は、鹿児島県内の認可外保育所の保育者従事を対象に質問紙調査を実施した。質問紙の内容は、「気になる園児実態調査」から抜粋し、一部選択肢の追加や変更をおこない、そこに保育者の意識に関する質問項目を加えたもので構成した。

結 果 と 考 察

1. 調査の概要 [質問紙調査 問1]

(1) 調査対象者

「平成23年度 事業所内保育施設等保育従事者研修会」(主催:鹿児島県・鹿児島市・財団法人こども未来財団、開催日:平成23年11月29・30日)の出席者。なお、本研修会の参加対象者は、事業所内保育施設を含む認可外保育施設(児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項により認可を受けていないもの)の保育従

¹ 「保育所・幼稚園における気になる園児実態調査」(以下、「園児実態調査」)は、平成21年度公募型雇用創出促進事業として鹿児島県から鹿児島県社会福祉協議会が「障害児保育実態調査事業」の委託を受けて実施されたものである。調査期間は平成21年11月20日～12月4日、調査対象は鹿児島県内の保育所(463カ所)、幼稚園(236カ所)で、各保育所・幼稚園への郵送で調査は実施された。回答数は保育園216園、幼稚園127園である。また、原則として園長が回答するようになっている。調査結果は『保育所・幼稚園における気になる園児実態調査報告書』にまとめられている。

事者である。

(2) 調査日

平成23年11月30日

(3) 調査方法

研修会2日目に調査票を配布、回収箱を設置して調査票を回収した。

(4) 回収数および回収率

配布数119、回収数104、回収率87.4%であった。

なお、本調査では、「特別な配慮が必要な子」を図1のように定義し、調査票へも記載した。この定義は「気になる園児実態調査」で用いられたものと同じものである。

- a. 手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする。
- b. 課題や遊びの活動で、注意を集中し続けることが難しい。
- c. 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- d. きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- e. 遊びや活動におとなしく参加することが難しい。
- f. じっとしていない。または、何かに駆り立てられるように活動する。
- g. 過度にしゃべる。
- h. 順番を待つのが難しい。
- i. 日々の活動で忘れっぽい。
- j. 順序立てて活動することが難しい。
- k. 他の子どもが興味を持たないようなことに興味があり、一人だけの活動に没頭することがある。
- l. 会話の仕方や形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりする。
- m. 誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す。
- n. 共感性が乏しい。
- o. 動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある。
- p. ある行動や考えに強くこだわり、簡単な日常の活動ができなくなることもある。
- q. 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。
- r. 特定の物に執着がある。
- s. 特定分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんとは理解していない。
- t. 友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる。
- u. 言葉で伝えたり、言葉を理解したりするのが難しい。
- v. 道具の操作や絵画などがぎこちなかったり、幼かったりする。
- w. 事物への興味・関心が弱く、集団の後から行動することが多い。

(出典：社会福祉協議会、2010)

図1 「特別な配慮が必要な子」の定義

調査内容は、「特別な配慮が必要な子」に関する実態と意識についてである。実態については、保育者の「特別な配慮が必要な子」へのかかわりの有無、当該園児が「特別な配慮が必要な子」であることを知ったきっかけ、「特別な配慮が必要な子」の対応で困っていること、「特別な配慮が必要な子」の対応で困ったときの解決方法についてたずねた。一方、意識については、「特別な配慮が必要な子」にかかわるときの不安感、保育者としての責任感、精神的な負担感、「特別な配慮が必要な子ども」にかかわるときに大切にしていること、「特別な配慮が必要な子」の対応で今後必要なこと・あったらよいと思うことについてたずねた。調査内容の一部は比較のために「気になる園児実態調査」を参考にしている。そして、それらの結果をより詳細に分析するため、性別や年齢、勤務年数、勤務形態、子どもの有無等、回答者の基本属性についてたずねた。回答者の属性（問1）は

表1の通りである。

表1 回答者の基本属性 (問1)

性別	男性	2名 (1.9%)	女性	101名 (98.1%)
年齢	21～25歳	12名 (12.4%)	4～45歳	13名 (13.4%)
	26～30歳	18名 (18.6%)	46～50歳	16名 (16.5%)
	30～35歳	16名 (16.5%)	51歳以上	12名 (12.4%)
	36～39歳	10名 (10.3%)		
勤務年数 (現職場)	1年以下	24名 (26.7%)	11年～15年	6名 (5.9%)
	2年～5年	43名 (40.6%)	16年～20年	8名 (6.9%)
	6年～10年	15名 (13.9%)	21年以上	5名 (5.9%)
勤務年数 (累計)	1年以下	10名 (9.9%)	11年～15年	20名 (19.8%)
	2年～5年	23名 (22.8%)	16年～20年	18名 (17.8%)
	5年～10年	20名 (19.8%)	21年以上	10名 (9.9%)
勤務形態	常勤	71名 (71.7%)	臨時職員	2名 (2.0%)
	非常勤	17名 (17.2%)	その他	9名 (9.1%)
持っている 免許・資格	保育士資格・幼稚園教諭両方		57名 (54.8%)	
	保育士資格のみ		28名 (26.9%)	
	幼稚園教諭のみ		5名 (4.8%)	
子どもの有無	あり	57名 (55.9%)	なし	45名 (44.1%)

2. 「特別な配慮が必要な子」に関する園の実態 [質問紙調査 問2]

(1) 「特別な配慮が必要な子」とのかかわりの実態

「特別な配慮の必要な子」とのかかわった経験の有無については、「現在かかわっている」が45名 (43.7%)、現在はかかわっていないが「過去にかかわった」が47名 (45.6%)、「かかわったことがない」が11名 (10.7%)であった。そして、「現在かかわっている」「過去にかかわった」人には、

- ・「特別な配慮が必要な子」であることを知ったきっかけ
- ・「特別な配慮が必要な子」の対応について、困っていること
- ・「特別な配慮が必要な子」の対応に困ったときの解決方法

についてたずねた。

(2) 「特別な配慮が必要な子」であることを知ったきっかけ

「気になる園児実態調査」では、「気になる園児の入園申込はどなたの紹介・アドバイス

によるものですか」とたずねている。保育所の回答の上位は「市町村の障害福祉・子ども担当課」が33園（23.0%）、「市町村の保健師」が32園（22.4%）、「保護者の友人・知人・親の会」が15園（10.5%）、「障害児等療育支援事業施設」が14園（9.8%）となっている（母数143園）。そして、興味深いのは、その他として「通常入所された後、気になる行動が確認されている」が32園（22.4%）あることである。このことは、保育所でかかわっている気になる園児について、入所時から保育所側が把握しておらず、入所後に気づくケースが多くあることを示唆しているとみなすことができる。そこで、本調査では、「特別な配慮が必要な子」であることを、どのようなきっかけで知るようになりましたか」と質問とし、「保護者から説明があった」、「園の生活の中で気づいた」、「専門機関から紹介された」という選択肢を設けた。

すると、「特別な配慮が必要な子」であることを知ったきっかけについては、「園の生活の中で気づいた」が74人（79.6%）と最も多く、ついで、「保護者から説明があった」32人（34.4%）、「専門機関から紹介された」が8人（8.6%）、「その他」が8人（8.6%）であった。「特別な配慮が必要な子」の多くは園の生活の中で気づかれているといえる。

（3）「特別な配慮が必要な子」の対応について、困っていること

「特別な配慮が必要な子」の対応について困っていることをたずねたところ（回答は上位3つ）、「特に困っていることはない」と回答したのはわずか7人（7.5%）で、9割以上の人が何か困っていることを抱えている。多かったものから順に挙げると表2のようになっている。

表2 「特別な配慮が必要な子」の対応について困っていること

対応の仕方がわからない	44名（47.3%）
保護者への告知などの働きかけ	43名（46.2%）
人員不足で十分に関われない	28名（30.1%）
専門職がない	26名（28.0%）
保護者の理解・協力が得られない	22名（23.7%）
園全体で関わる体制が整っていない	17名（18.3%）
専門機関との連携が図れない	12名（12.9%）
専門機関が不足している	6名（6.5%）
相談相手がない	5名（5.4%）
小学校への情報伝達	4名（4.3%）
その他	7名（7.5%）

「対応の仕方がわからない」の回答は表3のようになり、年齢、勤務年数（現在の職場）、累計年数は、子どもの有無で差が現れた。年齢では21～25歳、累積勤務年数では1年以下、子どもがいる人よりもいない人のほうが、「対応の仕方がわからない」を選択している。

表3 「対応の仕方がわからない」を選択した人と年齢、累積勤務年数、子どもの有無との関係

年齢	回答者の割合	累積勤務年数	回答者の割合	子どもの有無	回答者の割合
21～25歳	80.0%	1年以下	87.5%	あり	35.8%
25～30歳	56.3%	2～5年	44.4%	なし	64.1%
31～35歳	42.9%	6～10年	47.4%	全体	43.3%
36～40歳	40.0%	11～15年	35.0%		
41～45歳	33.3%	16～20年	31.3%		
46～50歳	42.9%	21年以上	55.6%		
51歳以上	25.0%	全体	43.3%		
全体	43.3%				

本調査のこの質問は、「気になる園児実態調査」における同様の調査項目の選択肢に「特に困っていることはない」を加えたものである。「気になる園児実態調査」の保育所の回答の上位は、「保護者への告知などの働きかけ」が75園（52.4%）、「保護者の理解・協力が得られない」が62園（43.4%）、「専門職がいない」が38園（26.6%）、「人員不足で十分に関われない」が30園（21.0%）、「専門機関が不足している」が22園（15.4%）となっている。本調査で半数以上の人を選択した「対応の仕方がわからない」は、「気になる園児実態調査」では、わずか8.4%にとどまっている。調査方法や選択肢および回答者が異なるので直接の比較はできないが、「気になる園児実態調査」では原則として園長が回答するようになっているのに対し、本調査対象者は（認可外保育施設の）保育従事者であるということが、結果の相違となって現れていると考えられる。また、「特別な配慮が必要な子」の認知の多くが園の生活の中での気づきであるということが、保護者への告知の働きかけの困難さにもつながっていると考えられる。

（4）「特別な配慮が必要な子」の対応に困ったときの解決方法

「特別な配慮が必要な子」の対応に困ったときの解決方法についてたずねたところ（回答は上位3つ）、表4のとおりとなっている。

表4 「特別な配慮が必要な子」の対応に困ったときの解決方法

園内で他の職員と協力する	86名（82.7%）
書籍・インターネット等で情報を得る	37名（35.6%）
保護者に相談する	34名（32.7%）
他の園に勤める知人に相談する	19名（18.3%）
市町村の担当課に相談する	12名（11.5%）
地域子育て支援センターに相談する	11名（10.6%）
保健所に相談する	10名（9.6%）
県立子ども総合療育センターに相談する	4名（3.8%）
児童デイサービス事業施設に相談する	4名（3.8%）
医療機関に相談する	2名（1.9%）
相談できるところ（人）はいない	1名（1.0%）
その他	4名（3.8%）

解決方法の中では、「書籍・インターネット等で情報を得る」と「保護者に相談する」は、子どもの有無で差が現れ、子どもがいる人はいない人に比べ、「保護者に相談する」の割合が高く、「書籍・インターネット等で情報を得る」の割合は低い（表5参照）。

表5 子どもの有無と「書籍・インターネット等で情報を得る」「保護者に相談する」の関係

	子どもあり	子どもなし	全体
書籍・インターネット等で情報を得る	30.2%	53.8%	35.6%
保護者に相談する	43.4%	28.2%	32.7%

子どもの有無は人生のキャリア的要素といえるが、では、保育者としてのキャリアによって解決方法の違いはどうか。累積勤務年数とこれらの項目の関係をみると、「書籍・インターネット等で情報を得る」は累積勤務年数の短い人のほうが長い人に比べて割合が高い傾向がみられるが、「保護者に相談する」は累積勤務年数の長短から特徴的な傾向はみられない（表6参照）。本調査では検討しなかったが、保育士としての累積勤務年数のみならず、回答者の保育所内での立場・役割等も解決方法には大きく影響すると考えられ、これらは今後の検討課題である。

表6 累積勤務年数と「書籍・インターネット等で情報を得る」「保護者に相談する」の関係

書籍・インターネット等で情報を得る		保護者に相談する	
累積勤務年数	回答者の割合	累積勤務年数	回答者の割合
1年以下	62.5%	1年以下	50.0%
2～5年	44.4%	2～5年	16.7%
6～10年	47.4%	6～10年	42.1%
11～15年	35.0%	11～15年	45.0%
16～20年	31.3%	16～20年	25.0%
21年以上	33.3%	21年以上	44.4%
全体	35.6%	全体	32.7%

ところで、「気になる園児実態調査」では、気になる園児の対応で困ったときに相談する機関・団体について尋ねている。保育所の回答は、上位から5つは表7のようになっている（母数143園）。「保護者に相談する」は「気になる園児実態調査」の保育所の回答は33.6%で、本調査とほぼ同率である。

表7 気になる園児の対応で困ったときに相談する機関・団体（上位5つ）

市町村の保健師（母子相談・育児相談・親子教室）	87園（60.8%）
保護者	48園（33.6%）
市町村の乳幼児健康検査（1歳6ヵ月・3歳児健診）	44園（30.8%）
市町村の障害福祉課	41園（28.7%）
県児童総合相談センター	36園（25.2%）

（出典：社会福祉協議会，2010）

「気になる園児実態調査」では相談先についてたずねているので、困ったときの解決方法として、本調査のような「園内で他の職員と協力する」「書籍・インターネット等で情報を得る」「他の園に勤める知人に相談する」という選択肢はない。しかし、「保護者に相談する」という選択肢も含め、本調査でこれらの項目の回答の割合が上位を占めていることから、保育者が外部の機関・団体に相談するというのはハードルが高いようにみえる。実際に本調査では、選択肢に挙げた機関等（市町村の担当課、地域子育て支援センター、保健所、県立子ども総合療育センター、児童デイサービス事業施設、医療機関）に相談すると回答した人は、延べ人数で43人、実数では30人（32.3%）にとどまっている。ただし、この結果は、決して専門機関の役割が小さいというものではない。

「気になる園児実態調査」では、気になる園児の対応や支援で、「今後必要なこと」や「あったら良いと思うこと」についてたずねている。すると、49.0%の保育所が「専門職員（保健師・保育士・相談員等）による園訪問」を、25.6%の保育所が「専門機関との連携の強化」を挙げている。また、専門機関が関わるものとして、「検査・診断の充実」を34.3%の保育所が挙げている。本調査では「今後必要なこと」や「あったら良いと思うこと」は自由記述で挙げてもらったが、専門機関・団体が関連する内容の要望は少ない。しかし、この結果をみるには、選択肢が異なることと、回答を上位3つまでとしたので、本調査では保育所内で解決する方法が選択として優先され、外部機関・団体が選択されなかった可能性がある点は注意を要する。そしてもう一つ、「気になる園児実態調査」では原則的に園長が回答しているのに対し、本調査の対象者は（認可外保育施設の）保育従事者であることである。立場が異なることで外部機関・団体への相談ルートが異なる可能性も考えられる。同様のことを認可外保育所の施設長にたずねたり、認可保育所の保育従事者にたずねたりして比較する必要がある。

3. 「特別な配慮が必要な子」にかかわる保育者の意識 [質問紙調査 問3]

(1) 結果の整理と統計的検討

「特別な配慮が必要な子」にかかわるとき、保育者はどのような支援内容にストレスを抱くのかを検討するために、保育所や幼稚園の特別支援において多くの直面すると予想される6つの支援内容（障害に関する判断、障害に応じた適切な援助、クラス全体の運営、周囲の子どもにつなぐ援助、保護者への伝達、小学校への伝達）について意識の強さ（不

不安感, 保育士としての責任感, 精神的負担感) をそれぞれ5件法で回答させた。その結果、有効回答数は回答者104名中90名であり、各支援内容における保育者の意識の強さの平均値 (N=90) は図2のようになった。

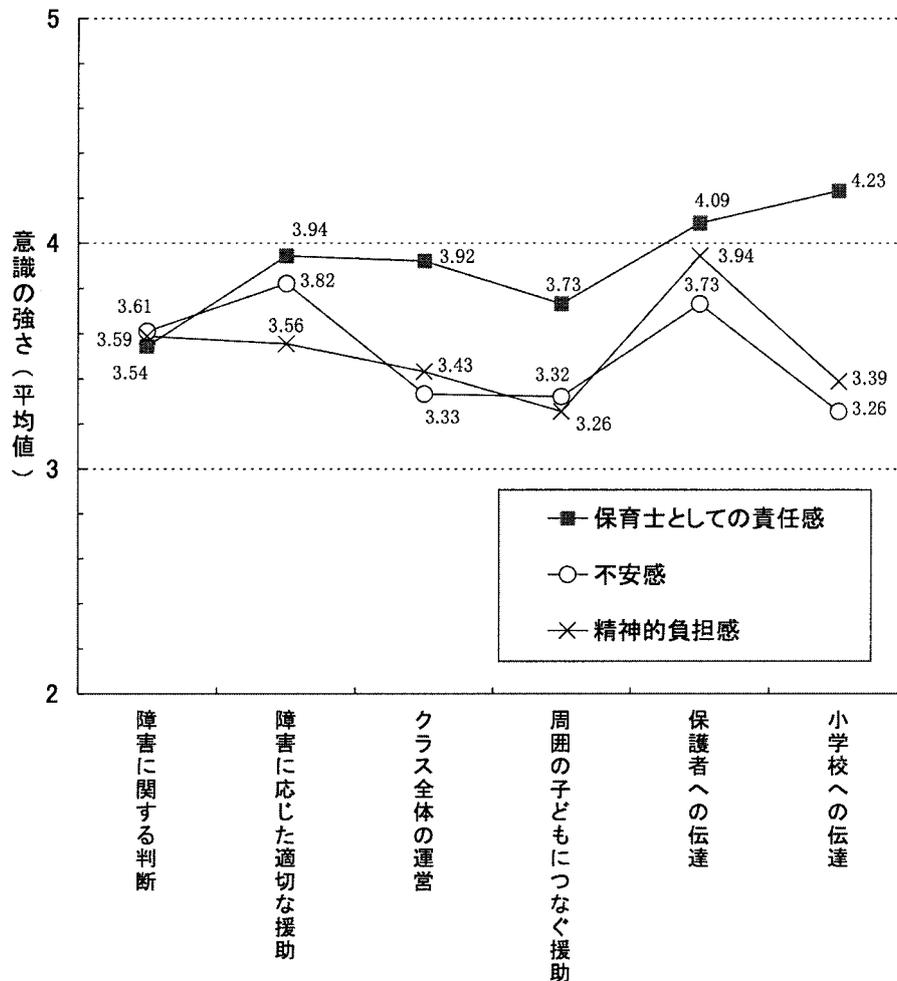


図2 「特別な配慮を必要な子」に関する保育者の意識

「保育者の意識の強さ」の平均値の差について検討するために、保育者の意識（不安感, 保育士としての責任感, 精神的負担感）×支援内容（障害に関する判断, 障害に応じた適切な援助, クラス全体の運営, 周囲の子どもにつなぐ援助, 保護者への伝達, 小学校への伝達）の2要因分散分析をおこなった。

その結果、保育者の意識の主効果、支援内容の主効果、交互作用の主効果のいずれも有意であった（順に、 $F(2, 90) = 17.55, p < .001$; $F(5, 90) = 19.06, p < .001$; $F(10, 90) = 10.62, p < .001$ ）。さらに多重比較 (Ryan's method) をした結果、保育者の意識については、「保育士としての責任感」が「不安感と精神的負担感」に比べて有意に高いこと ($p < .005$) が示された。支援内容については、「障害に応じた適切な援助」「保護者への伝達」が「クラス全体の運営」「周囲の子どもにつなぐ援助」「小学校への伝達」と比べてそれぞれ

れ有意に高いこと (いずれも $p < .005$)、「障害に関する判断」が「クラス全体の運営」「周囲の子どもにつなぐ援助」「小学校への伝達」と比べて有意に高いこと ($p < .005$) が示された。また交互作用については、保育者の意識および支援内容の単純主効果を検討した結果、支援内容「障害に関する判断」における保育者の意識の単純主効果を除き、すべてにおいて有意な差がみられた (いずれも $p < .01$)。

(2) 保育者の意識に関する考察

①「保育士としての責任感」

保育者の意識については、支援内容全般において保育士としての責任感が高く示された。ここから、保育者は多くの支援内容について、強い責任の意識をもっていることがうかがえる。

ただし、その中で「障害に関する判断」については、比較的低い値が示された。調査前の予測では、障害に関する判断の難しさが保育者の大きな負担になっていると考えていたが、むしろ、保育者は「障害に応じた適切な援助」など具体的な支援内容に対して責任の意識を強くもっていることが示唆された。

②「不安感」

不安感については、「障害に応じた適切な援助」および「保護者への伝達」における値が特に高かった。これは、適切な援助をおこなえているかどうかは保育者を不安にさせる大きな要因の1つであることを示しており、問2の質問項目「特別な配慮が必要な子の対応について、困っていること」において「対応の仕方がわからない」という回答が多くみられたことにも一致する。また、「保護者への伝達」も保護者不安の大きな要因であることが示された。保護者から子どもの発達について理解を得ることや、障害の受容に向けて支援していくことは、非常に繊細な対応と忍耐を必要とする仕事であり、そうした困難がこれらの不安感に関係していると考えられる。

③「精神的負担感」

精神的負担感は全般的に低い値であったが、「保護者への伝達」については比較的高い値が示され、不安感の場合と同様に、保護者とのかわりに非常に気をつかうことが精神的にも大きな負担となっていることの表れと考えられる。

(3) それぞれの意識における傾向について

保育士としての責任感については、支援内容にかかわらず全般的に高い値が示されたのに対して、不安感と精神的負担感については支援内容によって差があり、互いに似た傾向を示した。それら2グループ間の関係に注目すると、「クラス全体の運営」「周囲の子どもにつなぐ援助」「小学校への伝達」については、両者の間のギャップが大きく、保育者としての責任感の高い値が示されているにもかかわらず、不安感や精神的負担感の値は比較的低い値が示されている。特に興味深いことは、「小学校への伝達」において保育者としての責任感是最も高い値を示しているが、不安感や精神的負担感については決して高いものではなかったことである。これが小学校への伝達がうまくいっていることによるのか、

今後、詳細を明らかにする必要があるだろう。

(4) 年齢、累積勤務年数、子育て経験の有無等との関連

今回は、年齢、累積勤務年数、子育て経験の有無等についての詳細な結果は省き、ここまでの結果に関連したものについてのみ報告する。

まず、保育者の意識について各分析と検討をおこなう。保育者の年齢別の分析によると、不安感は、全般的に年齢が高くなるにつれて下降傾向にあった。また、子育て経験の有無による分析では、子育て経験のある保育者は、経験のない保育者と比較して、不安感が全般的に低いことが示された。また、累積勤務年数別の分析では、いずれの意識も全般的に、勤務2～5年目頃と勤務16～20年目以降でピークを示すいわばN字型の傾向が多くみられた。つまり、それぞれの意識は、勤務初年度で最も高いのではなく、園の仕事に一通り慣れると予測される勤務2～5年目頃の保育者と、主任等の役職に就いている者が多いと予測される勤務16～20年目の保育者に高いということが示された。このように、保育者の個人的経験や人生と仕事におけるキャリアが、支援における意識のもち方に大きく影響している可能性が示唆された。

次に、支援内容について各分析と検討をおこなうと、支援内容においては、勤務年数が長い保育者ほど不安感や精神的負担感が高くなっている。そのため、保育所における役職等の立場の違いによって、保護者へのかかわりの内容が異なる可能性も考えられる。この点については、問2の質問項目「特別な配慮が必要な子の対応について困っていること」に対する「保護者への告知の働きかけ」と「保護者の理解・協力が得られない」の回答を、保育者の年齢別に分析した結果においても、21～25歳の保育者ではいずれもほぼ同数の回答数であったのに対し、51歳以上の保育者では「保護者への告知の働きかけ」の回答のほうが多かった。これらの結果も踏まえると、今後は、「保護者への伝達」等の支援内容の中身をもっと詳細に分け、保育者の個人的要因との関係を明らかにすることも重要であると考えられる。

まとめ

1. 本調査による新しい知見と今後の課題

今回の調査において、前半部（「特別な配慮が必要な子」に関する園の実態）は、鹿児島県社会福祉協議会が実施した「気になる園児実態調査」の一部をベースに作成されたが、その回答に新しい選択肢を加えて調査をおこなったことにより、いくつか新しい知見を得ることができた。例えば、「特別な配慮が必要な子であることを知ったきっかけ」については、「気になる園児実態調査」ではその他の回答が多く、それらの内容は十分に明らかにならなかったが、本調査では、新しい選択肢「園内の生活の中で気づいた」の回答が全体の8割を占めたことから、入園後の生活を通して徐々に子どもの問題が把握されてきたことが多いという実態が明らかになった。また「特別な配慮が必要な子の対応で困るとき

の解決方法」については、「気になる園児実態調査」では、選択肢が機関・団体に限られ「市町村の保健師」の回答が全体の6割を占めたが、本調査では上位4つ中の3つが新しい選択肢「園内で他の職員と協力する」「書籍・インターネット等で情報を得る」「他の園に勤める知人に相談する」の回答であった。この結果には、多くの保育者が園内あるいは保育者間のみで問題を解決しようとし、実際に専門的機関へ相談する機会は多くないという実態を浮き彫りにしているといえよう。

その他の新しい知見としては、「特別な配慮が必要な子の対応で困っていること」については、「気になる園児実態調査」では回答が全体の1割程度であったにもかかわらず、本調査では約5割を占めていた。これは、「対応の仕方がわからない」と、「気になる園児実態調査」では主に施設長（園長）を対象に調査したことが一因と考えられ、保育者全体の実態をより正確に把握するためには、クラス担任として「特別な配慮が必要な子」に直接かかわっている保育者や、比較的若手の保育者へ調査対象者を広げていくことは今後も重要なことであろう。

調査後半部（「特別な配慮が必要な子」に関する保育者の意識）については、保育者は支援内容全般において高い責任感をもっており、特に「障害に応じた適切な援助」といった援助の誤りに対する不安感、「保護者への伝達」といった保護者への説明や告知にかかわる対応に不安感や精神的な負担感を抱いていることが明らかになった。尺度項目の妥当性や項目間の整合性についてはさらなる検討が必要であるが、発達支援にかかわる保育者の心的な状態を数量的に表した点では、意義のある結果といえよう。ただし、数学的な分析だけでは実態の中身を捉えきれないので、今後、自由記述等の質的なデータと合わせた検討を進めていく必要があるだろう。

また、本調査全体を通じていえることであるが、保育者の「年齢」「勤務年数」「子育て経験」などによって分けて分析すると、回答の傾向に興味深い違いが多くみられたことから、保育者のキャリアや役職、保育者個人の人生経験など、多くの個人的要因が保育における支援のあり方に大きな影響を与えている可能性も考えられる。この先、保育者個々のニーズに合った支援者支援をおこなっていくためにも、これらの要因にも注目して発達支援における保育者の実態を検討することが求められるであろう。

2. 鹿児島における乳幼児期の発達支援体制と今後の課題

最後に、鹿児島における発達支援体制、保育・教育の現場の実態から、鹿児島の発達支援における課題について考える。

(1) 鹿児島における乳幼児期の発達支援体制

①保健所および保健センター

乳幼児期の母子を支援する機関には、おもに保健所、保健センター、幼稚園、保育所が挙げられる。保健所、保健センターで実施されている1歳6ヶ月児健診、3歳児健診は、受診率が9割以上と高く、発達障害など支援が必要だと思われる乳幼児のスクリーニングの場として有効である。しかし保健師の予診に加え、心理相談員による個別の発

達相談を実施している自治体は県内でも限られており、市町村によりその支援システムや支援内容の地域差は大きい。市町村独自の取り組みとしては、鹿児島市での「総合発達相談会」（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等の専門職による個別相談会）や、霧島市における「発達障害学習会」（一般市民向け、支援者向けの講座）などがある。

乳幼児健診では、まず集団健診がおこなわれる。保健師による予診では、母親からの聞き取り調査や「健康診査票」に基づき、ことばの発達（言語表出、言語理解、指差し）や他者とのかかわり（母親への愛着行動、呼名への反応、他者、他児への関心）などの発達の様子を見ることになっているが、「健康診査票」の内容は市町村によってまちまちであり、統一されていない。例えば、鹿児島市では平成21年度より1歳6ヶ月健診での「積木つみ」課題が導入されたが、すべての市町村が実施しているわけではない。また、県内で先駆けたこうした取り組みですら、全国的にはかなり遅れているのが実態である。集団健診において、心理・発達面での支援が必要だと考えられた子どもへのフォローには、保健所（保健センター）内における対応（心理相談員による個別の発達相談、集団親子教室、保健師による家庭訪問、電話フォロー）と、保健所（保健センター）外につなぐ対応（療育施設、県発達支援センター、児童相談所の紹介、保育所、幼稚園との連携）があり、その後の経過観察をおこなっている。

②保育所・幼稚園

保育所や幼稚園において集団生活をするようになると、「集団に入れない」「動きが多く落ち着きがない」「指示が入りにくい」など子どもの発達上の問題が見えやすくなることが多い。保育所・幼稚園での発達支援としては、「担任外職員の配置」や「保育環境の設定の工夫」などの園内での対応に加え、「特別支援学校教員や大学教員による自治体の巡回相談」「保健所との連携や情報交換」「療育施設（児童デイサービス）との情報交換」などの外部機関との連携が考えられる。しかし、実際には巡回相談の活用や外部機関との連携がとれている園は少なく、支援体制の差が大きいのが現状である。

③県療育センター

県内の発達支援の中核を担う施設は、鹿児島県こども総合療育センターである。当センターでは、こどもの心身の発達に関するさまざまな相談に応じるほか、発達障害、知的障害、肢体不自由またはその疑いのある子どもを対象に、医師が診療を行う診療所機能、専門職種が訓練を行う療育機能、保健師などが関係機関と連携して地域療育の支援を行う機能などを持っている。外来診療は予約制で、きめ細かなアセスメントを受けることができるが、受診希望者が多数で、受診まで半年待ちという現状である。発達障害者支援センターは、上記のこども総合療育センター内に設置されており、発達障害児（者）に対して、相談支援、発達支援、就労・生活支援、啓発・人材育成など、ライフステージに応じた支援を行っている。

④児童デイサービス

発達のおまじゆきやこころと身体に発達の遅れが見られる子どもへの療育を行う施設として、県下には35カ所の児童デイサービスが設置されている。児童デイサービスを利用

する場合には、各市町村の福祉課での手続きが必要である。その利用形態は、母子通園（保護者と子どもが一緒に通園し療育を受ける）、母子分離（保護者と子どもが別々に療育を受ける）、併行通園（幼稚園・保育所に通園しながら児童デイサービスに通園する）などさまざまである。児童デイサービスでは、子どもの実態に合わせた療育を受けることができるが、県療育センターと同様に利用希望者が多く、利用開始までに時間を要することが多い。また、児童期以降このような療育を受けることの出来る施設は県内に数カ所しか存在しておらず、どのように移行支援をおこなっていけるかは大きな課題となっている。

（2）教育相談からみた保育所・幼稚園の実態

保育所や幼稚園では、園内外の研修会や講演会など発達障害や支援に関する知識を得る機会は多くあるが、実際に在園する子どもの発達と支援について指導や助言を受ける機会は非常に少ない。そうした中でも、教育相談は、外部の医療・療育・教育機関等に所属する相談員に直接訪問してもらい、観察した園児について指導や助言を受けることのできる数少ない機会である。また保護者に対しても、相談員が直接面談し、相談援助をおこなうこともある。教育相談は自治体の補助金を受け、通常月一回程度で定期的に実施されることが多い。教育相談の相談員として、保育・教育の現場に直接かかわるようになると、子どもの実態だけでなく、保育者や保護者がどのような不安を抱え、自分の保育や子育てに迷いを感じているのかを垣間みることができる。

①「気になる子ども」の実態

教育相談に挙げられる子どもの数は、園によって見立ての基準はさまざまであるが、多いときには1クラスに3、4名の子どもについて観察・助言の要望が出されることも珍しくはない。しかし、それらすべてが発達障害に関係するわけではない。そこには、通常の発達における“つまずき”や心理的問題から何らかの問題が生じているケースも多く、発達障害も含めかなり幅広い領域について、何らかの理解や援助が必要な子どもたちがいる。

例えば、過度の緊張やストレスからチックや吃音が出ていたり、年下のきょうだいの出生により情緒が不安定になっていたり、大人の目を過度に気にしたり、担任の前で試すような否定的な態度をとったりなど、ケースの内容は非常に多様である。上のようなケースの場合、保育者や保護者など周囲の大人が、子どもが取り組んでいる発達的な課題をよく理解し、適切なかかわりをもつことができれば、子どもは自然にそれらの課題を乗り越えていくことが多い。

障害という先入観やラベルづけは、目の前にいる子どもに対する大人の見方や態度をゆがめ、かえって子どもの成長を妨げることさえある。特に保育者は、子どもの育ちや発達については大変強い使命感と責任感をもっているため、発達障害が関係しそうな子どもの様子にはとても敏感であり、気になる子どもの様子を真っ先に障害に結びつけて考えてしまいやすい。例えば、目が合わないとすぐ自閉症を疑ってしまうことはその典型といえよう。そこには「障害を見落としてはいけない」、「早く対応しないとこの子の

将来にかかわる」、「この子のために保護者にも早く理解してほしい」といった子どもを思う保育者のおもいがあり、また同時に、大きな精神的負担（責任、不安、焦り等）が伴われている。根本的な問題は、保育者の捉え方そのものではなく、発達支援にかかわる際に、保育者が不安をもち、孤立し、抱え込まざるをえない状況にあるといえよう。

②保育者の支援

現代の保育者は、研修会等を通して発達障害に関する多くの情報に触れ、障害のある子どもに対する個別支援の必要性が年々強調されるようになってきている。さらに、地域の子育て支援、保護者に対する支援、と対応の領域は広がる一方で、保育者の仕事と責任は増すばかりである。しかも多くの場合、園はそれぞれに孤立し、それらを自園内の問題として抱え込まざるをえなくなっている（こうした問題を突き詰めると、背景には、保育士や幼稚園教諭の雇用形態、給与体系、社会的地位にまで及ぶ問題がかかわってくるだろう）。このような状況のなか、現代の保育者は、発達障害に対応する以前に、本来の保育機能を十分に発揮できないでいるのではないだろうか。実際に教育相談においても、相談員が第三者として介入し、子どもの実態や対応方法について一緒に考えることをしたり、保育者がしている援助や保育そのものを認めるだけで、担任保育者が自分の援助に自信や確信をもち、以前より良いかかわりをみせたり、対象児の実態によく気づくようになることが多い。相談員としてのこれまでの経験上、本来の保育の力を十分に発揮できるよう保育者を支え、障害の有無にかかわらず、子ども個々の実態をしっかりと捉え、ひとつひとつ要求にあった援助を考えていけるよう保育者を支えていくことに重点をおいたほうが、結果的に子どもも、保育者と子どもとの関係も、保育者自身も良い方向に変化していく。これは、保護者についても同様である。保護者の相談においても、親としての愛情や自信を取り戻していけるように支援をしていくことが、子ども、親と子どもとの関係、親自身を良い方向に転じさせる。

近年、発達支援にかかわる支援者に対する支援が注目され始めているが、保育者の支援において重要なことは、専門家が保育者を指導・教育して専門的知識や技能を身につけさせることや、専門家が保育者に代わって子どもの発達支援をおこなうことよりも、保育所や幼稚園だけに発達支援の問題を抱え込ませない仕組みをつくり、保育者が本来の保育者としての役割を十分に発揮できるよう“保育者の保育”を支援していくことであろう。

③保育所・幼稚園と他機関との連携

保育所や幼稚園においては、他の機関との連携がとりにくいことも大きな問題である。小規模の自治体等、地域によっては、保健所と保育所・幼稚園の情報交換が自然におこなわれているところもあるが、多くの場合は、乳幼児健診等の情報も、保護者を飛び越えて保育所や幼稚園へ伝えられることはない。

また児童デイサービスとの連携についても、なかには保育現場に積極的に出向くようなところもありながら、それらもまず園側の依頼がなくては動けず、十分に活用されていない。実際には、園側も児童デイサービスから協力を得る方法を知らなかったり、相談をためらったりしており、すれ違いも多いようである。児童デイサービスと保育所・

幼稚園との併行通園をしている子どもについても、児童デイサービス側と園側との情報交換が十分にされている例は少ない。

地域の小学校との連携については、学校内の特別支援や保育所・幼稚園との連携に関する取り組みには小学校によっても差が大きくあり、保育所・幼稚園が保育要録等を通じて申し送りした情報が小学校側で十分に活用されていない。また、就学後は、園側から子どもの様子はほとんど把握できないというのが多くの実態である。

④保護者の障害受容の問題

保育所や幼稚園が外部の機関と連携して発達支援に取り組もうとするとき、常にそのハードルとなるのは、保護者の理解と了承を得ることである。つまり前提として、親が子どもの障害をある程度受容していることが必要になるのである。例えば、園側が、就学前までに診断等を受け、専門的な機関からの支援を受けてほしい（あるいは園も支援を受けたい）と考えていても、保護者が理解し、気持ちの準備を整え、了解しなければ、話は前に進まないのである。

結局は、保護者に対する支援を進めながら、子どもには園内でできる限りの支援をしていくのであるが、障害の受容には長い時間がかかることも多い。とりわけ、入園後しばらくしてから問題が明らかになってきたようなケースでは就学までに間に合わず、保護者への支援もそのまま小学校に引き継ぐこともある。逆に、保育所や幼稚園側が保護者に早く理解してもらおうと対応を焦ると、園と親との関係が切れてしまい、結果的に、子どもに対する専門的な支援が遅れてしまうことにもつながりかねない。このように、子どもへの支援を優先するあまり、親の受容に十分に寄り添えないこともあるが、長期的には、親の愛情を子どもへの関心へとつなぐ援助を大切にしたいほうが将来の支援につながるという。

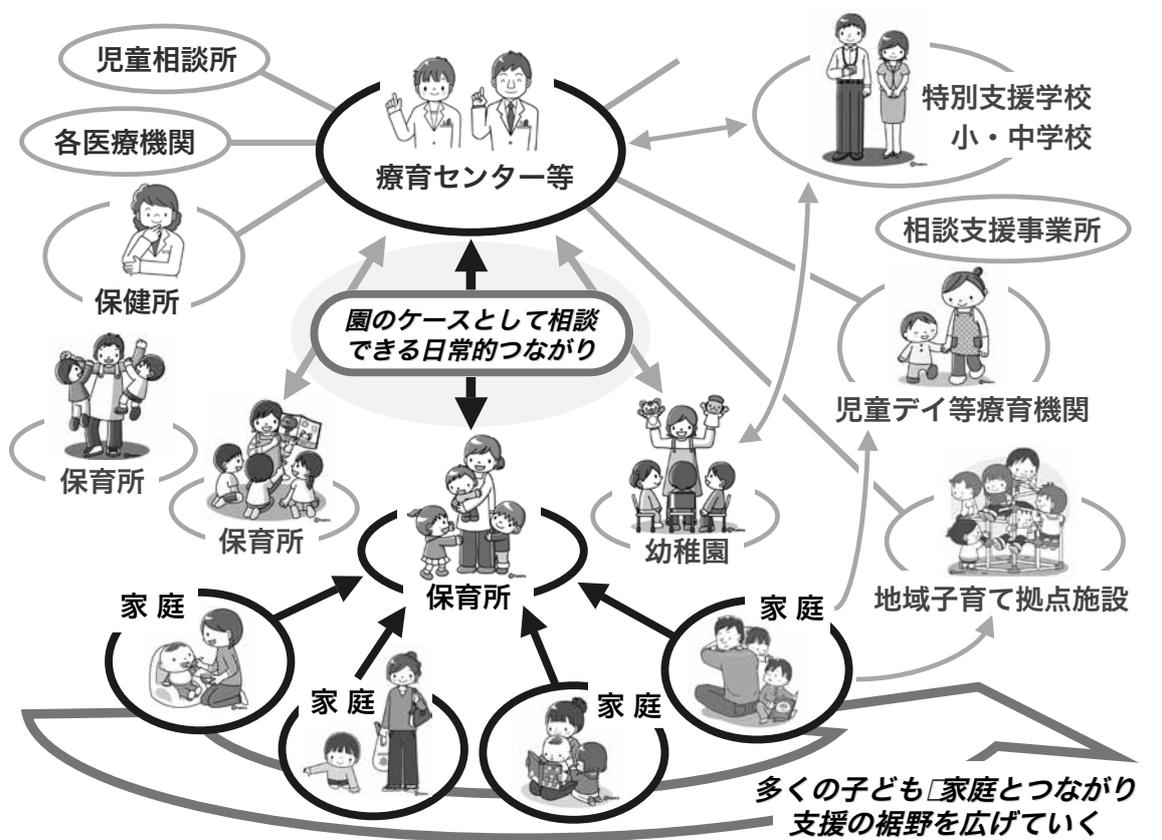
(3) 発達支援をめぐる今後の課題

以上のような現状と合わせて、発達支援体制全体の問題についてもいくつか考えなければならぬ。1つは、障害あるいはその疑いがある子どもに対する相談の窓口がせまいことである。療育センターという統括機関や児童デイサービス等の療育機関をもちながらも、それらの機関内で実施される個別診断や個別療育には必然的に数的な限界があり、各機関ともに常に数ヵ月あるいは1年以上の予約待ちの状態である。その結果、潜在的に相当数の子どもと家族が十分な支援を受けることができないままでおり、就学や進学に至るまでにいずれの機関にもつながらないケースは多いだろう。もう1つは、保健所、児童デイサービス、保育所・幼稚園、小学校など、それらの間をつなぐコーディネータ的な役割を果たすような中心的な機関がないことである。そのため、他領域へ支援の輪を広げたり（ヨコの連携）、各発達期で得られた情報を互いに共有したり、保育・教育機関等をまたぐ長期的な支援計画をもつ（タテのつながり）ことができず、基本的に各機関内での支援に留まってしまっている。

このような状況は、全国の自治体で問題とされてきたことであるが、近年では、新しい発達支援体制に関する取り組みがいくつかみられる。例えば、長野県駒ヶ根市では、保健

所において1歳6ヵ月健診や3歳児健診に加え、3ヵ月健診、9ヵ月健診、5歳児健診を実施し、要観察児については園対応あるいは巡回にて経過観察で対応をして、保健所と保育所・幼稚園の間でスムーズな連携をはかっているほか、各成長段階における適切な支援のために「発達支援個人票（子どもカルテ）」を整備し、就園と就学に関わる委員会を統合して支援の継続性と情報の一元化をはかっている（国立特別支援教育総合研究所，2007）。また、三重県亀山市では、市健康福祉部に新しく「子ども相互支援室」を設置し、組織全体の改革をおこないとぎれない橋渡し、各機関のコーディネート、各ステージにおける資質や専門性の向上をはかっている（国立特別支援教育総合研究所，2007）。このように、全国的には、障害児・者に“つながり”のある支援をおこなうために、市町村レベルで組織改革がおこなわれ新しい発達支援システムが構築されてきている。

組織の根本的な改革は発達支援の仕組みを大きく変えるであろう。しかし一方で、中央統括的な組織をつくることだけではなく、図3のように、多くの子どもや家庭とつながりのある保育所や幼稚園を拠点に支援の窓口を広げ、それら“生活の場”において子どもを支援していくような支援体制が今後は重要になってくる。そして、そこで保育所や保護者を支援することが重要になってくるだろう。今後の研究では、発達支援における保育者側の実態についてさらに詳しい調査をおこない、保育者支援を中心に、鹿児島における新しい発達支援体制のあり方について検討を続けていきたい。



(イラスト/わたなべふみ)

図3 地域の発達支援システムにおける保育所・幼稚園の新しい位置づけ

引用文献

- 甲木有紀・小林あけみ・中村健・田中文昭 2009 私立幼稚園における保育者支援の実際(2): 保育者支援自身へのエンパワーメントを中心に, 日本教育心理学会総会発表論文集, 51, 337.
- 小林あけみ・甲木有紀・中村健 2007 子育て支援におけるキンダーカウンセラーの役割(2), 日本教育心理学会総会発表論文集, 49, 108.
- 小林あけみ・甲木有紀・中村健 2009 私立幼稚園における保育者支援の実際(1): 子どもへの教育的支援を中心に, 日本教育心理学会総会発表論文集, 51, 336.
- 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 2010 保育所・幼稚園における気になる園児 実態調査報告書.
- 高須真紀子 2002 地域療育等支援事業における保育者支援に関する一考察, 日本保育学会大会発表論文集, 55, 110-111.
- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 2007 発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究 中間報告書.
- 仲野悦子・金武宏泰 2011 新任保育者における1年間の園内研修を終えて, 岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要, 43, 103-116.
- 福岡奈津実・中村淳子 2009 長時間保育における保育者支援への基礎研究, 日本教育心理学会総会発表論文集, 51, 120.
- 文部科学省 2003 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査.

(平成24年1月4日 受理)